

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第1節 人権の確立

〔基本方針〕

人権の尊重は、自由で平和な社会を実現するために欠かすことのできない基礎的条件であり、人類共通の理念でもある。人権尊重の機運は世界的な潮流であり、わが国にも国際的な責務として、人権の確立に向けた取り組みを推進することが求められており、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されている。

本市においても、「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」や「『人権教育のための国連10年』奈良市行動計画」にもとづき、さまざまな人権問題について教育、啓発を含む諸施策を通じた取り組みの推進に努めてきた。人権が真に尊重される自由で平等なまちづくりの実現に向け一定の成果は得られてきたものの、時代の流れに逆行するような差別事象がまだまだ後を絶たない。

そのため、行政の重要な課題として、行政制度や社会意識を見直すとともに、「奈良市行動計画」の成果と課題をもとに「次期計画」を策定し、市民一人ひとりが、あらゆる機会あらゆる場において人権に対する正しい知識を習得し、豊かな人権感覚を育み、人権を守り差別を許さないという意識を培い、行動できる取り組みを進める。そのことによって、命の大切さを再認識するとともに、人権が人々の価値基準として日常生活のなかに根付いた豊かな人権文化を創造し、人権の確立に向けた平和の文化を発信していく。

〔現況と課題〕

本市においては、1979年（昭和54年）に人権擁護モデル都市の指定を受け、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関する人権問題の解決を重要な課題として、これまで各種の施策を講じ、人権意識の高揚を図り、人権の確立に向け努めてきた。

こうした人権に関する教育や啓発活動は、学校、地域社会、職場などで、多くの人々によって取り込まれ一定の広がりを見せている。しかし、今なお差別発言や差別落書、いじめ等が発生し、最近では高度情報化社会を反映したインターネットを利用した差別事象が発生するなど、

まだ多くの課題が残されている。

「人権の世紀」といわれる21世紀を確かなものとするため、人権の確立に向けた人権教育、人権啓発の推進においては、市民一人ひとりが差別をなくす取り組みに自発的に関わり、自らの問題として取り上げ、学習したことを家庭や地域及び職場において活かさなければならない。そのため、市民のニーズを把握し、新たな手法の導入や情報提供を行い、人権擁護委員及び関係機関、関係団体、企業などと連携を図りながら、豊かな人権文化の創造に向けた取り組みを行うことが必要である。

【主要な計画】

1. 効果的な人権教育・啓発の普及

「人権に関する市民意識調査」やアンケートを分析して市民のニーズを把握し、学習方法や内容を工夫して、人権に対する正しい知識を効果的に習得するための学習機会を提供する。

また、広報誌、ホームページや街頭啓発などにより情報を提供し、効果的な啓発を行う。

さらに、人権教育の推進を図るリーダーを養成するとともに、人権擁護委員による人権相談の充実を図り、関係機関・団体や各種研究機関と連携し、専門的な指導者の活用と発掘を行う。また、社会がかかえる問題の解決や支援のためのNPO、ボランティア団体の活動を促進する。

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

家庭、地域社会では、講演会や研修会などの学習機会や学習情報の提供に努める。また、市民組織の活動や関係団体による人権教育の指導者養成活動の支援に努める。

学校・園では、体験参加型などの学習を取り入れ、指導方法や内容の改善と充実に努める。また、人権啓発作品を募集するとともに展示して人権意識の高揚を図り、教職員研修や保育士研修を計画的に実施し、関係機関や関係団体との連携を深め、家庭、学校・園、地域社会が一体となった人権教育を推進する。

企業には、就職の機会均等を確保するための啓発を行い、企業内研修が積極的に実施できるよう、支援に努める。

市職員は、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、地域における研修会などへ積極的に参加し、自己研修に努める。

3. 重要課題等の取り組み

同和問題については、児童生徒の教育課題の克服、人権文化センターにおける生涯学習の推進などを行う。

女性については、「男女共同参画社会基本法」に基づき、固定的な性別役割分担意識をなくし、社会、家庭、あらゆる分野での男女共同参画の推進を行う。

子どもについては、「児童の権利に関する条約」の理念や内容の周知とその具体化、いじめ問題等への取り組みなどを行う。

高齢者については、学習や社会参加の支援と自立支援などを行う。

障がい者については、ふれあいを育む行事の充実を図り、障がい児教育の推進や福祉教育の推進などを行う。

外国人については、生活情報の提供や相談窓口の充実を行い、保険、福祉等の制度の周知などを行う。

H I V感染者等については、学校教育の充実並びに自立や社会参加の支援などを行う。

アイヌの人々については、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及を図る。

刑を終えて出所した人等については、自立や社会参加の支援などを行う。

以上の重要課題等における人権教育、人権啓発を推進する。

4. 国際協力の推進

国連が人権の促進をテーマに制定する、国際年・デーの周知徹底を図り、人権が尊重される社会づくりのための国際的視野に立った施策を総合的に展開するとともに、各種団体やボランティアなどの参加を得て長期的展望に立った国際交流、国際協力を展開する。また、国際協力に対応できる市職員の育成に努める。

5. 計画の推進体制

『人権教育のための国連10年』奈良市行動計画」次期計画にもとづき、人権教育推進計画の効果的な実行を図り、人権確立の推進が広範囲な取り組みとして展開できるように、関係機関はもとより、関係団体とのよりいっそうの連携のもと、人権が尊重される差別のない社会の実現に向け、全庁体制で推進する。

【主な事業】

- * 次期計画に基づく人権教育・啓発事業の推進及び点検
- * 「人権を確かめあう日」記念集会及び街頭啓発
- * 人権相談
- * 人権ふれあいのつどい
- * ハートフルシアター
- * なら人権ふれあいカーニバル
- * 人権啓発研究集会
- * なら外国文化交流のつどい

第2節 同和問題の解決

[基本方針]

わが国固有の人権問題である同和問題は、憲法の保障する基本的人権の侵害に関わる深刻かつ重大な問題で、その早急な解決は行政の責務であり、かつ国民的課題である。加えて国際社会におけるわが国の果たすべき役割からすれば、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の一日も早い解決は国際的な責務でもある。

本市においては、その解決に向けて、同和对策事業の積極的な推進に努めてきたが、生活環境などについては、一定の成果を収めてきたものの、未だに差別事象等があとを絶たず、依然として差別意識は根強く存在しており、多くの課題が残されている。

このため人権が尊重され、安心していきいきと暮らすことができる社会の構築に向け、「地域改善対策協議会意見具申」に示された主旨にもとづき、同和問題を人権に関わるあらゆる問題の重要な柱としてとらえ、残された課題の早期解決に向けて、各般の一般対策の活用によって総合的、効果的な推進を図っていく。

さらに「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」「『人権教育のための国連10年』奈良市行動計画」次期計画の周知を図るとともに基本的人権を保障された市民一人ひとりが、同和問題を自分自身の課題として、その解決に向けて努力できるよう、あらゆる場を通じて人権教育、人権啓発を重点的に推進する。

また、速やかな同和問題の解決及び人権の確立のため、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深め、人権侵害被害者の救済等の施策の充実をめざす法的整備に向け、行政と市民が一体となって運動を展開していく。

[現況と課題]

1. 30余年にわたる同和对策事業の推進によって、生活環境などハード面においては、なお一部の地域では課題が残っているものの一定の進展をみた。しかし、ソフト面においては、教育、福祉、就労など、まだ解決すべき課題をかかえている。

これらソフト面の課題の解決のためには、もはや行政による単なる予算措置や物量的取り組みだけでは不十分で、住民の自立、社会参加能力の開発、伸長など

が不可欠な要件となっていており、行政と住民の接点にある人権文化センター等を拠点とした住民の自立を促進する積極的な取り組みが必要である。

2. 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざし、毎月11日を「人権を確かめあう日」に設定して、人権について考える取り組みを行っているほか、「人権ふれあいのつどい」を中心とした「差別をなくす強調月間」の取り組み、各種研修会や地区別懇談会などを開催している。

また、各人権文化センターにおいても各種の啓発事業や周辺地域との交流事業を進めている。

しかし、同和問題についての根強い偏見がなお克服されていない状況のなかで差別落書、差別発言などがあつを絶たず、差別意識の解消にいたっていない。そのため、全市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、これまで取り組まれてきた教育、啓発の成果をふまえ、新たな手法や教材の開発を進める。さらに周辺地域住民との交流を発展させるなど、引き続きその解消に向けた取り組みを積極的に推進しなければならない。

3. 学校教育・保育活動においては、「奈良市同和教育推進についての指針」、「奈良市同和保育推進についての基本指針」をふまえ、すべての学校・園で人権・同和教育の深化、充実を図り、教育権の保障や豊かな人間性を持った子どもを育成する取り組みを進めている。

しかし、今なお、いじめ、不登校、差別事象など人権に関わる課題が多く存在しており、指導者は人権教育の果たす役割の重要性を認識し、自ら研修するとともに、学校・園及び教育委員会においても研修を計画的に進める必要がある。

4. 企業は社会性、公共性を有しており、社会的責任を求められている。また、人権が尊重される社会の実現に企業が果たす役割は極めて大きなものがある。さまざまな人が集まり、協力して働く場としての企業で、人権意識に根ざす問題が発生しないよう、企業内の人権教育や啓発に積極的に取り組めるよう支援する。

【主要な計画】

1. 啓発活動の強化

市民一人ひとりが、同和問題を自分自身の課題としてその解決に向けて努力できるよう、あらゆる場を通じて啓発活動を展開する。

そのためには人権啓発センター・人権文化センターや関連施設及び学校・園との有機的連携を強化する。

さらにこれまで取り組まれてきた啓発の成果をふまえつつ、より効果的な新たな手法や教材の開発を進める。

また、市職員自らが、職場の業務に関する問題を人権尊重という視点から見直しながら同和問題の解決及び人権の確立の方法を考え、市民啓発のリーダーとなるようその研修内容や研修手法に工夫を加え充実を図る。

2. 人権文化センター活動の活性化

人権文化センターを、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を図り、生涯学習の推進、福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして発展させるため、奈良市同和対策協議会「隣保館の今後のあり方について」(提言)をふまえ、教育文化事業、福祉活動、啓発事業、相談事業等を住民の自立あるいは主体的参加の促進という視点から見直し、充実に努める。

また、人権文化センターと公共施設の連携を強化するとともに計画的に人権文化センター施設の整備に努め、上記事業の効果的な推進を図る。

3. 学校・園における人権・同和教育の推進

教職員及び保育士の人権・同和問題に対する理解、認識をより深めるための研修会や講座を開催し、指導者としての資

質向上を図る。

また、すべての児童、生徒の基礎学力の充実を図るため、地域社会の協力をもとに研究、実践を進め、地域の教育力を高める。

さらには、学校・園の教育課程や保育計画の中に人権・同和教育を位置づけ、組織的、体系的に指導を進める。

4. 企業啓発の充実

就業の機会均等と保障は、企業の社会的責任であるという認識のもとに、事業主研修会の開催及び企業啓発用リーフレットを作製して、啓発活動を推進する。

【主な事業】

- * 人権啓発推進事業
- * 教育文化事業
- * 地域福祉推進事業
- * 生涯学習推進事業
- * 人権・同和教育研修の充実
- * 児童生徒の基礎学力の充実
- * 事業主研修

第3節 男女共同参画社会

[基本方針]

1975年（昭和50年）の国際婦人年以来四半世紀にわたり女性差別撤廃をめぐる取り組みが行われ、2000年（平成12年）6月ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、1995年（平成7年）の北京行動綱領の成果を検討し、さらなる行動を求める文書が採択された。わが国においても男女平等に向けての取り組みが進み、「男女共同参画社会基本法」が制定され、これにもとづき法律や制度が整備されてきている。また、社会活動の場や自己実現のための情報や学習機会など多くの権利と条件に恵まれるようになった。しかし、女性に対する偏見や伝統的な社会通念、慣習及び制度が実質的な男女平等の確立を大きく妨げている。

男は仕事、女は家庭というような固定的性別役割分担意識を払拭し、男女がともに豊かで充実した日々が過ごせる21世紀をつくるため、「奈良市男女共同参画推進条例」及び「奈良市男女共同参画計画」に基づき男女共同参画センター「あすなら」を拠点に男女共同参画社会の実現をめざす。

[現況と課題]

1. 「男女共同参画社会基本法」では、男女の人権が尊重されることを旨として、豊かで活力ある社会が形成されねばならないとしている。ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力をなくすための啓発や、被害女性への支援が必要である。また、性による差別を解消することをめざした男女平等教育を学校、社会、家庭などあらゆる場を通じて推進し、男女共同参画への意識変革をめざす。

2. 様々な分野で活躍する女性が増え社会参画への機運は高まっている。しかし依然として女性は、補助的な役割にとどまっている場合が多い。男女平等社会を実現するため、政策や方針の決定・実施の場での男女共同参画を推進し、男性の地域活動や家事、育児への参画、女性の経済的自立を促進する必要がある。

3. 働く権利は、「女子差別撤廃条約」や憲法にうたわれている基本的権利である。女性の職場進出は飛躍的に増え、「男女雇用機会均等法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正等法整備もされてきたが、長引く不況の影響を受け、パート労働や派遣社員など雇用形態も様変わりしてきている。女性の経済的自立を促進するため、性別役割分担意識の払拭と、就業を継続できる社会制度の整備が必要である。

4. 女性が生涯にわたって健康で安定した生活を送るために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念にもとづき、生涯を通じた女性の健康を支援することが必要である。少子・高齢社会が進むなか、安心して子どもを産み育てられるよう、また、高齢者や障がいをもつ人が、地域のなかで安心して生活できるよう支援することが必要である。

*リプロダクティブ・ヘルス：妊娠・出産及び性に関する女性の生涯を通しての健康のことであり、女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをいう。

*リプロダクティブ・ライツ：人々が安全に満足いく性生活をし、またいつ何人子どもを産むか産まないかを自分で決める自由と、生涯にわたって自分の健康を主体的に守って生きていく権利を女性自身が持ち、これが保障される権利のことをいう。

5. 国際的な広い視野をもち、世界の女性と連帯し相互理解を深め、世界平和と発展に貢献することが望まれる。また、地球を取り巻く環境問題に対して、生活の場に深く関わってきた女性が経験を活かし、貢献することが大切である。一方、長い年月をかけ継承され発展してきた伝統文化における習慣やしきたりなどの見直しが迫られている。

6. 「奈良市男女共同参画推進条例」及び「奈良市男女共同参画計画」に基づき、総合的な男女共同参画施策を市民とともに推進する体制を充実することが大切である。また男女共同参画センター「あすなら」を活動拠点として、男女共同参画社会実現のための啓発事業を推進しなければならない。

【主要な計画】

1. 人権の尊重と男女共同参画への意識変革

家庭や学校、地域、職場等において男女平等意識を育成し、長い歴史の中で形成された固定的な性別役割分担意識や偏見を解消し、性別にとらわれない自立をめざした人権教育を行う。

女性に対する暴力のない社会をつくるための啓発を行うとともに、被害女性への支援を行う。

また、男女共同参画を推進するための調査研究を進め啓発を行う。

2. 社会・家庭などあらゆる分野への男女共同参画の推進

市の行政委員や附属機関の委員、そして市や民間企業の管理職に女性の登用を促進し、政策や方針の決定・実施の場での男女共同参画を進める。

家庭においても男女がともに家族的責任を果たせるよう、家事、育児、介護等の講習会を開催する。

また地域社会が生活の大切な場として機能するよう、女性団体やグループを支援し、女性リーダーの育成やネットワークづくりを推進する。

3. 男女共同参画社会をめざす就業環境の整備

男女が労働の場において対等のパートナーとなるよう、法律や制度の周知を図る。

また、女性の就業継続のための条件整備や自らの能力を十分に発揮するための職業教育の充実、多様な就業形態への対応、農林業等に従事する女性の地位向上を図る。

4. 女性の健康の増進と福祉の向上

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念にもとづき、母子の健康を維持増進

するため指導啓発を行うとともに、情報の提供、健（検）診等、母子福祉施策の充実を図る。

また、高齢者の社会参画を進め、生きがいのある充実した生活が送れるよう支援する。また、介護保険の周知を図り、介護の社会化を進める。

さらに、ライフスタイルが多様化するなか、さまざまな悩みをもつ女性が気軽に相談できるよう相談体制を充実する。

5. 環境保全、伝統文化、国際交流への男女共同参画

地球市民としての意識をもち、国際的な視野で男女共同参画社会の実現を図れるよう国際交流を行い、国際理解を深める。

また、良好な地球環境の保全のため、環境問題に男女がともに取り組むよう啓発する。

伝統文化の担い手にも、男女共同参画を啓発し促進する。

6. 女性施策推進のための環境の整備・充実

「奈良市男女共同参画計画」を効果的に推進するため、奈良市男女共同参画推進庁内連絡会議及び奈良市男女共同参画推進審議会を運営する。

また、男女共同参画社会を実現するための活動拠点である男女共同参画センター「あすなら」の充実を図る。

【主な事業】

- * 女性セミナー・男性セミナー
- * 女性団体の育成及び支援
- * 女性問題相談
- * 奈良市男女共同参画計画の推進
- * 男女共同参画センター運営
- * 男女共同参画に関する全国会議の開催
- * あすならフェスティバルの開催
- * 市民企画共催講座の開催

第4節 平和

〔基本方針〕

人類の共存共栄と世界平和の推進のための国際理解を進め、核兵器のない平和な世界の実現に向けて積極的に取り組んでいく。

〔現況と課題〕

1. 世界の各国で多くの尊い犠牲者を出した第2次世界大戦で、原子爆弾による惨禍を体験した日本国民は、世界で唯一の核被爆国民として、核戦争の恐ろしさと戦争の悲惨さを世界の人々に訴え、次の世代に引き継いでいかなければならない。

世界では、今なお核兵器の開発や保有、民族対立や地域的な紛争などの問題が存在している。

本市では、市議会において、1985年（昭和60年）12月に「非核平和都市宣言」が決議された。これは、「非核三原則の堅持」や「あらゆる核兵器の全面禁止と廃絶」などその実現に向けて努力することを内外に表明するものである。この宣言をふまえて、市議会との連携を図りながら、毎年8月を中心に各種の非核平和啓発事業を行い、世界の恒久平和の実現に向けた取り組みを行っている。

また、平和意識の高揚を図るため、1992年（平成4年）8月15日、浄財を募り市民参加による平和のためのシンボル「平和祈念碑」を建立し、さらに翌年8月6日に「非核平和都市宣言碑」を設置した。

2. 世界平和実現のためには、政治レベルの取り組みだけではなく、市民一人ひとりの心のなかにこそ平和を愛し大切にする気持ちを育てていかなければならない。

戦争の世紀であった20世紀を経て、21世紀を平和の世紀としていくためにも、戦争体験、被爆体験を風化させず、二度と戦争をしないという誓いを強くして、平和意識の高揚に努め、今後よりいっそうの啓発活動を展開していく必要がある。

〔主要な計画〕

1. 平和尊重思想の啓発

「平和の鐘」の撞鐘や被爆記録写真展などの非核平和啓発事業を継続するとともに、あらゆるメディアや機会を通じ平和尊重思想を啓発し、平和意識高揚のための各種事業を推進する。

また、世代間交流や学校教育のなかで、児童、生徒に戦争の惨禍を語り伝えていく。

〔主な事業〕

- * 「平和の鐘」の撞鐘と平和祈念黙祷
- * 被爆記録写真展
- * 平和映画劇場
- * 反戦・平和パネル展

第5節 市民参加

〔基本方針〕

地方分権の大きな流れのなか、まちづくりは、市民と行政の連携と役割分担のもと推進すべきものである。そのためには、市政情報の提供、市民ニーズの把握、住民自治意識の高揚を進め、地域の安全は地域で見守っていく組織づくりをめざし、市民の声が市政に反映される市民参加システムの確立を図っていかなければならない。

〔現況と課題〕

1. 市民と行政がともに手を携え、市政を推進するためには、市政の情報を的確にわかりやすく知ってもらう必要があり、これまで以上に広報の役割は重要となってくる。このため、市民とともに作りあげる親しみやすい広報活動を進めることが大切である。また、情報化社会にふさわしい広報手法についても検討していく必要がある。

地方自治をより円滑に効果的に運営するため、市政への市民参加を推し進めていかなければならない。このため社会環境の変化をはじめ高度化、多様化する住民ニーズを的確にとらえるため、広聴機能の充実を図り、市民の意見や要望が施策、事業に反映できるよう努める必要がある。

2. 市民が市政や地域について十分把握し、適切な判断ができるようにするためには、地方自治や市政に関する情報を広くわかりやすく積極的に提供し、公開していくことが重要である。

〔主要な計画〕

1. 広報・広聴活動の充実

しみんだよりによる広報はもとより、

テレビ、ラジオ、インターネットなど幅広い広報手段を活用し、きめ細かな情報の提供に努める。また、子どもからお年寄りまで誰もがわかりやすく親しみやすい広報に努める。

そして、市民参加の行政をより推進するために、広報活動との連携を図り、幅広い広聴活動によって、市民の意見や要望などを適切に把握し、施策への反映に努める。

また、市民意識の高揚と市民福祉の向上を図り、市民が安心して暮らせるよう市民相談を充実する。

2. 市政に対する提言、要望等

奈良市自治連合会を核として、住民の自治意識の向上を図り、自治会の活性化を促進し、市政に対する提言、要望等をまちづくりに反映させる。また、直接地域住民の声を聞き、市政に対する意見が反映される環境を整える。

月ヶ瀬、都祁地域においては、新市建設計画事業の推進母体として、また新市の施策実現のための協力団体としてのまちづくり協議会を中心に活動を行い、市政に対する提言、要望等をまちづくりに反映させる。

3. 情報公開及び個人情報保護

情報公開制度については、制度の充実を図り、積極的に情報の開示並びに提供に努めることにより、市民の市政への関心を高め、市政への市民参画の推進を図る。

また、個人情報保護制度については、個人情報保護に対する意識向上を図り、その重要性を認識し、適正な取扱いにより、個人の権利利益の保護に努める。

4. 市民と協働する市政

市民と協働する市政を運営するため、市民や自治会、その他関係団体から、本市のまちづくりに関する企画提案を受け、市民が参画できる「市民企画事業」を実施する。

また、各分野の施策について提言を受ける「市民アドバイザー制度」を創設し、教育、子育て、福祉、環境等に関して意見をいただく。

【主な事業】

- *しみんだより、ホームページ
- *タウンミーティング
- *情報公開制度の充実
- *市政世論調査
- *市民企画事業の実施
- *市民アドバイザー制度の創設

第6節 交 流

[基本方針]

現代社会は、経済、交通、通信等あらゆる分野においてグローバル化が進展し、国際間の人、物、情報などの交流が、国や企業レベルのみならず、地域レベルや市民レベルでも活発に展開されている。

こうした中で、本市の特性を活かし、世界に向けて情報発信をしていくためには、市民間交流を図るとともに、国内外の友好・姉妹都市を含む各地域との交流を増進していくことが大切である。

また、明るく住みよいまちづくりを進めるには、人と人とのつながりやふれあいを大切にしていくことが重要である。

[現況と課題]

1. 現代社会において、急速な都市化の進展や核家族化、価値観の多様化などにともない、人と人とのつながりが希薄になり、人間性疎外の傾向を強めつつある。緑豊かで、世界遺産をはじめとする歴史と文化につつまれ、都市圏に隣接し交通条件にも恵まれた本市は、市民の定住志向が高く、地域への愛着も強いことから、住んで良かったと実感できるまちづくりを進めている。

今後、活発な地域活動を促進するため、多様な分野における市民活動を展開していくことが必要である。地域間、住民間のふれあいを通じて市民相互の連帯感を高め、人間性豊かな地域社会を形成することが求められる。

2. 現在、本市においては国の「語学指導等を行う外国青年招致事業」により、外国人英語指導助手を採用し、また、友好・姉妹都市との教員交流や生徒派遣等の事業を実施し、教育の国際化に努めている。

今後は、これらの事業をよりいっそう充実させ、国際的な視野に立つ人材を育成することが大切である。

3. 地方分権の時代を迎え、市民参加の交流が盛んになるなかで、行政、NGO・NPOなどのボランティア団体、そして企業、市民との相互協力により国際交流を推進する必要がある。

[主要な計画]

1. 市民交流の活性化

地域間、住民間の各種交流を通じて市民相互の理解を深め、快適な生活を営み活力と活気ある地域社会を形成し、またボランティア、NPOなどとの協働によるまちづくりに取り組む。

2. 国際交流の活発化

世界各国から本市を訪れる人々や定住外国人との交流、さらに、本市に集まる人々同士の交流を推進する。

3. 国際化を担う人材の育成

国際化社会を担う人材の育成をめざして、学校教育においては、英語授業や学校生活を通して、国際理解を深め語学力の向上を図る。このため、外国青年招致事業及び教員交流や生徒派遣事業の充実により、市立一条高等学校及び市立中学

校の生徒に外国人と接する機会を少しでも多くもたせ、実践的コミュニケーション能力の育成に重点を置き、指導内容や指導方法を工夫する。

4. 地域ふれあい会館の整備

少子・高齢社会のなか、「若いも、若きも、幼きも、ともに手を取りあうまちづくり」の実現を図るため、地域住民の交流活動及び福祉活動の場として地域ふれあい会館の整備を図る。

【主な事業】

- * 友好・姉妹都市交流
- * 国際性豊かな人材の養成

第7節 情報化の推進

〔基本方針〕

インターネット等様々なメディアを活用して情報の交流を図り、本市の歴史、文化、自然並びに行政情報を、いつでも、どこでも、だれもが活用できる環境を整備し、市民と行政、市民相互のコミュニケーションの活性化を図る。

また、情報通信技術を活用し、市民生活に密着した、福祉、医療、保健、教育、防災等の分野で市民サービスの向上を図るとともに、文化、環境、産業等の分野で、地域の活性化を支援する。

〔現況と課題〕

1. 本市では、1972年度（昭和47年度）に汎用コンピュータを導入し、その後、適用業務の拡大を進めるなど、事務のOA化を積極的に推進してきた。また、国の「IT革命に対応した地方情報化施策等の推進に関する指針」及び「電子政府・電子自治体推進プログラム」に対応して、2002年度（平成14年度）には、住民基本台帳ネットワークシステム、2003年度（平成15年度）には、住民基本台帳ネットワークシステムの2次稼働、LGWANとの接続、及び公的個人認証サービスを開始した。

これらの情報化施策は、国の指針、推進プログラムに歩調を合わせて推進してきたものであるが、情報通信技術を活用して行政の簡素・効率化と行政サービスの向上を同時に実現するためには、本市の地域特性や実情を踏まえ、目標とする電子自治体像を明確にし、全庁的、計画的に情報化施策を推進していく必要がある。

2. 一方、市内のネットワークの整備については、ホストコンピュータを中心とする基幹系ネットワークが構築されてい

る。また、情報の共有やコミュニケーションの活性化、事務処理の効率化を図るため、情報系ネットワークを整備し、2001年度（平成13年度）には本庁舎内の各課、2002年度（平成14年度）には庁外の77施設と接続した。また、2005年度（平成17年度）には、行政センター、学校などを追加接続し、超高速、大容量の光ファイバーで庁外165施設を接続した。

これらの情報通信網を活用し、市民がオンラインで申請、届出等手続きを行うことができる環境の整備や職員が効率的に受付業務を行えるシステムを整備するなど、電子自治体の基盤整備を進める必要がある。

3. インターネット等の本格的な普及に伴い、市民生活のあらゆる分野において、ネットワークを利用した情報の交流や様々なサービスが提供されている。

本市においても、行政手続のオンライン化をはじめ、情報通信技術を活用した様々なサービスの提供を行なうとともに、市民、企業、行政の間での情報の共有とコミュニケーションの活性化を進めていく必要がある。このため、システム化にあたっては、行政内部の業務改善、改革

を行うとともに、市民の誰もが利用しやすい情報システムを整備する必要がある。

4. このような情報化社会の到来は、ネットワークの整備水準や情報活用能力の程度により新たな格差をもたらし、一部の市民が情報化の利点を享受できないことも懸念される。地理的な制約や年齢、身体的条件に関係なく、インターネットを通じて、すべての市民がサービスを利用できる環境を整備する必要がある。

また、ネットワーク化されたシステムの導入により、外部からの様々な脅威に的確に対応するため、より強固な情報セキュリティ対策が必要である。

【主要な計画】

1. 電子自治体推進体制の整備

国や社会の動向をふまえ、本市の地域特性や実情に応じた「電子市役所推進計画」を策定し、情報通信技術を活用した市民サービスの向上、高度化を実現するため、情報化を全庁的、計画的に進める。

2. 電子自治体の基盤整備

光ファイバーによる超高速情報通信網を活用し、市民等がオンラインでの申請・届出等手続きを行い、その受付処理等を効率的に行えるよう、職員一人一台パソコンの整備、文書管理・電子決裁システムなどの整備を進める。

また、ネットワーク環境に応じた職員の情報リテラシーの向上を図るため、研修を実施し、情報通信技術を活用した職員の事務処理能力、企画立案能力を高める。

3. 高度な市民サービスの提供（行政手続のオンライン化等）

市民サービスの向上と行政事務の高度

化、効率化を実現するため、奈良県市町村共同運営方式による電子申請汎用受付システムを活用して行う「申請・届出等手続きのオンライン化の適用業務」を拡充する。

また、その窓口となるホームページが、健常者と障がい者、高齢者の区別なしに、すべての人が使いやすい物とするため、ホームページのアクセサビリティを向上させ、市民の誰もが利用しやすい電子自治体ポータルを実現する。この電子自治体ポータルサイトを通じて市民と行政が直接向かい合い、市民と行政のコミュニケーションを活性化するため、コールセンターを設置し、市民ニーズのデータベース化及びFAQの掲載など情報通信技術を活用した双方向のサービスを提供する。

4. 情報格差の解消と情報セキュリティ対策

情報化社会における情報格差を解消するため、市民のだれもが等しく情報ネットワークを活用できるよう、公共施設への公共キオスク端末の設置や条件不利地域でのCATV整備を行う。

また、ネットワーク型社会に対応した情報セキュリティ対策に積極的に取り組む。

【主な事業】

- * 電子市役所推進計画策定
- * 職員一人一台パソコンの整備・拡充
- * 文書管理・電子決裁システムの整備
- * 行政手続のオンライン化の拡充
- * 電子自治体ポータルの実現
- * CATV整備事業
- * 情報セキュリティ対策
- * コールセンターの設置

【用語解説】

住民基本台帳ネットワークシステム

各種行政の基礎である住民基本台帳の4情報（氏名／住所／性別／生年月日）と住民票コード、これらの変更情報についてネットワーク化を図り、全国共通に電子的な本人確認ができる仕組み

LGWAN

地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続している広域ネットワーク

ホストコンピュータ

ネットワークに接続している端末に、各種サービスを提供する中心となる高い処理能力をもつ大型のコンピュータ

光ファイバー

光通信の伝送路に使うガラス繊維でできた細い線。光ファイバーを心線とする通信ケーブルを光ファイバー・ケーブルといい、従来の通信ケーブルと比較して、桁違いの大量のデータを高速に伝送できる。

行政手続きのオンライン化

住民が自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて、申請・施設予約などの行政手続きを行えるようにすること

情報セキュリティ対策

市が保有する個人情報などの情報資産を様々な脅威から保護し、安全性を維持する対策

情報リテラシー

コンピュータやネットワークを活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。

ホームページのアクセサビリティ

利用しているすべての人が、年齢や身体的条件に関係なく、ホームページに提供されている情報に問題なくアクセスし、利用できること。

ポータルサイト

入り口や窓口として情報提供を行なうウェブサイトのこと。利用者がインターネットを利用する際に最初に訪れる場所

データベース

様々な情報を大量に蓄積、整理して、コンピュータを用いて検索などができるように構成されたファイル又はその集合体

FAQ

「よく聞かれる質問」という意味で、よくある質問とそれに対する回答をまとめたもの

公共キオスク端末

公共施設等におかれる情報端末で、行政手続や公共的な案内を行う。

CATV

ケーブル（有線）TVの略語。同軸ケーブルによって接続した特定の地域に対して、多様なサービスを提供するTV放送システム。地上波放送のほか、独自番組、BSやCSの番組も配信されている。インターネット接続など、次世代メディアとしても注目されている。

第8節 文化遺産の保護と継承

[基本方針]

本市には古代日本の首都「平城京」が置かれ、その歴史的、文化的な基盤の上に発展したため、質、量ともに全国有数を誇る豊かな文化財に恵まれており、このことが、本市の特性となっている。

このため本市においては1978年(昭和53年)に「奈良市文化財保護条例」を制定し、市内の文化財の調査と、指定による保護事業を着実に進め、平城京域における事前発掘調査に対応するとともに、史跡等の公有化とその保存整備事業に取り組んできた。

1998年(平成10年)にはこうした奈良の文化財を代表する八資産群が「古都奈良の文化財」としてユネスコの世界遺産リストに登録され、人類共通の普遍的価値をもつことが国際的にも認められたことで、「日本の宝」から「世界の宝」となり、その保護と継承について本市は国、県とともに国際社会に果たす大きな役割を担うこととなった。

世界遺産に代表される奈良の文化財は祖先から受け継いだ本市のもつ貴重な資産であり、これを損なうことのないよう未来へと継承するためには、調査や指定を通じて、その保存を着実に図ることが重要であり、市民文化の向上に資するためには、新たな奈良の魅力を創出する史跡、名勝の保存整備を進めるなど文化財の価値を高め、その活用を図ることが必要である。

よって、こうした文化財の保存とその活用を図ることにより、豊かな文化財を市民生活の中に活かしたまちづくりをめざすものとする。

[現況と課題]

1. 本市では、1978年(昭和53年)に「奈良市文化財保護条例」を制定し、市指定文化財の指定、保護体制の整備を行ってきており、市内所在の国、県、市の指定文化財は2005年〔平成17年〕4月末現在で1002件を数える。こうした指定文化財については、修理や防災対策への助成などその保護措置を行い、指定の前提となる文化財調査についてもこれまでに彫刻、絵画、石造物、古文書、植生、町並み、民家、民俗芸能などの分野で市内全域の基礎調査を実施している。しかし、未調査の分野も残されており、今後とも調査事業の継続と調査成果をもとにした

文化財指定による保護を着実にを行い、指定制度を補完する国の文化財登録制度による保存と活用も進める必要がある。

2. 埋蔵文化財の保護については、平城京跡といった大規模遺跡が所在することもあり、市内の土木建設工事にとまなう事前発掘調査を国、県とともに対応し、発掘調査研究、出土品の整理保存の拠点として1983年(昭和58年)に埋蔵文化財調査センターを設置、その組織、施設の充実を図ってきている。さらには、1999年度(平成11年度)には調査成果を公開するための展示室、講座室を備えた新館を建設している。「文化財保護法」の改正、

中核市移行により、市の埋蔵文化財保護に期待される役割は大きい。

3. 市内の国史跡のうち、平城京朱雀大路跡、平城京左京三条二坊宮跡庭園、大安寺旧境内、法華寺旧境内阿弥陀浄土院跡など市が管理している大規模な史跡については、その保存と活用を図るため、保存整備を進めている。

朱雀大路跡については、1998年度（平成10年度）までにその7割の公有化整備を終了しているが、未公有地を残し、宮跡庭園についても再整備の必要性があり、大安寺旧境内及び阿弥陀浄土院跡については、今後とも継続した公有化と整備を実施する必要がある。

4. 市民の文化財学習のための文化財教室、文化財講演会、発掘調査速報展の開催、文化財学習市民グループへの助成などを実施し、文化財を通じたわが国の歴史と文化等の正しい理解と文化財保護意識の啓発を図っており、今後とも市民ニーズに応じた生涯学習の一環としての文化財学習の機会提供を行う必要がある。

5. 奈良市史通史編4巻、各説編9巻の編集に伴う調査によって収集した史料を史料保存館に収蔵保管しており、将来的な公開活用のための取り組みとして、その整理作業を着実にを行う必要がある。

6. 文化財を保存活用するための展示施設は、埋蔵文化財調査センター展示室、史料保存館、昔のくらし館の施設があるが、市民共有の財産である文化財のより積極的な公開活用のためには、本格的な博物館施設の建設等施設面でのさらなる整備、充実が求められる。

7. 世界遺産「古都奈良の文化財」の保護、継承は、本市が国、県とともに国際社会に果たすべき責務である。遺産保護への理解を深める啓発事業や、関係機関と連携した国際会議、保存技術研修など世界遺産の情報発信についての取り組みを持続、発展させることが求められている。

[主要な計画]

1. 文化財の指定と保護

市内所在の文化財調査を継続して実施するとともに、調査成果をもとにした文化財指定を進め、指定文化財の保護保全を図る。

2. 発掘調査と史跡の保存整備

平城宮第一次大極殿院の復原など平城遺跡博物館構想の早期実現を国へ要望するとともに、朱雀大路跡、大安寺旧境内などの重要史跡の公有化保存を着実に進め、史跡を活用し市民が歴史にふれあう場としての保存整備事業を推進する。平城京城の事前発掘調査についても県と協力してこれを実施する。

3. 文化財保護の普及啓発

文化財解説資料の発行、解説板の設置、文化財教室の開催、市民グループの育成など文化財学習の機会提供と広い理解を図る。

4. 文化財保存・展示施設の整備

これまでの文化財調査や市史編集事業によって蓄積された成果を活用し、文化財の保存と公開、奈良の歴史や文化についての情報発信、学習施設の核ともなるべき歴史博物館建設構想についての検討を、既存施設の整備充実とも関連させて行う。

5. 世界遺産の保護と啓発

「古都奈良の文化財」をはじめとする世界遺産の保護の重要性を広く普及啓発するとともに、国内外の関係機関と連携した保護協力事業に取り組む。

【主な事業】

- * 文化財調査、埋蔵文化財の事前発掘調査
- * 市指定文化財の指定及び保存修理補助
- * 平城京朱雀大路跡、大安寺旧境内、宮跡庭園、阿弥陀浄土院跡の公有化と保存整備
- * 文化財教室、平城京展等の開催
- * 歴史博物館構想の検討
- * ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の事業運営支援
- * 世界遺産夏季大学の開催

第9節 文化・芸術の振興

〔基本方針〕

ゆとりや潤いを求める社会環境の変化とあいまって、市民の文化に対する関心は益々高まっており、その活動も多様化、活発化してきている。文化は人生を豊かにするものであり、共に生きる社会を形成する礎であり、質の高い経済活動を呼び起こすものである。このためには、芸術文化の新たな担い手を育成し、市民文化の振興を図るとともに、本市の施策全てに文化を育む視点を反映させ、文化的風土を培っていく必要がある。文化の担い手である市民のニーズを的確に把握し、その声を尊重しながら、市民のだれもが等しく、文化を創造し享受できる条件整備と支援体制づくりに努める。

また、本市には奈良時代から様々な変遷を経ながらも連綿と受け継がれてきた日本人の英知の結晶ともいえる文化の蓄積がある。これらを守り、後世に伝えていくのは私たちの使命であり、先人の培ってきた文化の礎の上に新たな文化を育み、交流し、発信していく必要がある。

本市の文化が持つ、歴史に裏打ちされた類い稀な潜在的エネルギーを活かしつつ観光や産業分野との連携を一層強め、文化の薫り高い活力ある国際文化観光都市をめざす。

〔現況と課題〕

1. 本市の文化政策についての基本理念、基本計画、財政的な措置、市民参画による政策策定等を明示するため「(仮称)奈良市文化芸術振興条例」を検討中である。今後は市民参画によって行動計画を立てる必要がある。

2. 公立文化施設は、文化・芸術の保存、育成、小規模活動のニーズの受け皿など、商業ベースに乗らない事業を補完するという使命を帯びている。また、経済活性化への起爆剤としてプラスの波及効果にも大きなものがある。しかし、2003年(平成15年)の地方自治法の一部改正によって公の施設の管理を、民間事業者を含む指定管理者が行えるようになり、施設運営のあり方が大きく問い直されている。定量的な評価のみならず定性的な評価を含む適切な評価方法を確立していく必要

がある。

3. 文化施設を市民文化の振興のため最大限有効に活用するための人材育成が急務である。文化芸術に専門的な知識を有し、明確なコンセプトを持って、公共性を堅持したマネジメントを行える人材が待たれており、ボランティアやNPOなどの幅広い分野からの積極的な登用を図っていく必要がある。

また、今後は行政から市民へという一方通行ではなく、文化の担い手は市民であるとの認識のもと、行政と市民とが協働で本市ならではの文化を育んでいく必要がある。そのためには、文化事業を市民が主役となって展開していけるよう、行政は条件整備や支援体制を整える立場に重点をおくとともに、企業やNPO、ボランティアなどとも連携して、社会全体で文化を育む風土作りを進めなければ

ならない。

4. 市民の多種多様なニーズに対応し、各文化施設の情報、利用状況等の施設案内、利用予約ができるシステムを導入することにより、市民への文化活動の支援、サービスの向上を図る。

5. 特別史跡平城宮跡や史跡朱雀大路跡周辺地区は「関西文化学術研究都市（奈良県）の建設に関する計画」において、文化学術研究地区の平城宮跡地区として定められており、その地区の整備は古都奈良にふさわしい環境の保全に配慮しつつ進める必要がある。

【主要な計画】

1. 奈良市文化芸術振興計画の策定

「(仮称) 奈良市文化芸術振興条例」を制定し、その基本理念実現のため、有識者、芸術家、市民等を交え、具体的な行動計画を策定する。文化政策の推進は他分野の政策との連携、協力が不可欠であり、行政の縦割りを越えて積極的に事業の情報交換、連携、協力を行い、他分野の施策にも反映させる。また、成果を検証するために、継続的にその評価を行っていく。

2. 施設の効果的な運営・活性化

施設の維持管理をどうすれば効果的に行うことができるかを、民間の経営手法を参考にするとともに、専門家や市民等の意見を取り入れながら検討する。

また、文化施設を芸術鑑賞のためだけの施設ではなく、地域における文化芸術活動の拠点、市民の交流の場として位置づける。

このために、文化施設を互いに連携さ

せ、ネットワーク化することにより、その効率化、活性化を図る。

3. 市民の文化芸術活動の振興

市民の自主的で創造的な文化活動の支援や若手芸術家の育成、伝統文化の保存、継承、発展に努める。

また、より効果的な支援を行うため支援のしくみや方法などのあり方を検討する。

4. 文化芸術活動を活性化させる人材の育成・登用

地域の特性に応じた文化芸術活動を活性化させるため、外部から優れた人材を招いたり、芸術家を積極的に登用する。また、芸術文化政策やアートマネジメントを専攻する学生に、地域の文化芸術活動の場で、インターンシップなどを通じて実務体験を積める機会を提供するほか、文化芸術を専攻する学生が活動する場を創出し、芸術と社会をつなぐ人材を育成する。

また、文化ボランティアを育成し、文化事業を市民と協働で行うしくみを作る。

5. 学校教育との連携

青少年に文化芸術を身近に感じてもらうため、学校と文化施設・地域の文化芸術団体などが連携協力して、更なる学びや発展のきっかけを子どもたちに提供する。文化施設のアウトリーチ活動として積極的に学校に出かける。子どもたちの体験学習の場として、文化施設を活用してもらう。また、芸術家を学校へ派遣するなどの取り組みを通じて、文化芸術体験、表現教育を推進する。

6. 企業との連携

企業の社会貢献活動の一環として、メセナ活動を積極的に促す。メセナという

考え方の普及啓発に努めるとともに、文化的貢献をした企業のメセナ活動を顕彰する。

また、行政が企業と文化芸術の担い手との架け橋となり、情報の提供や交換、人的交流などを活発化させる。

7. 文化情報の提供

市民がタイムリーに情報を得て、文化活動を活発に行えるようにするため、奈良県が開発している汎用受付システムを導入し、各文化施設の施設案内、利用状況の確認、利用予約を家庭の端末から行うシステムを段階的に実施していく。

8. 平城遷都 1300 年記念事業

2010 年（平成 22 年）には、平城京に遷都されて 1300 年という記念すべき年を迎える。この年に県・市や民間が一体となって、平城遷都記念イベントを開催する。

この催しは、世界遺産「平城宮跡」を中心に『歴史文化との対話と交流』をテーマとして開催する祭典であり、国内外の多くの人々が集う国際的なイベントとして、本市の文化施策を前進させる好機となる。このため記念事業の成功に向けて関係機関等との連携協力を努め、関連公共事業も実施していく。また、開催にあたっては地元住民の意見を取り入れるとともに、このイベントの成果を一過性のものに終わらせることなく、今後のまちづくりの施策に反映させていく。

9. 文化財総合機構構想の実現

「関西文化学術研究都市（奈良県域）の建設に関する計画」で文化学術研究地区として定められた平城宮跡地区に、文化財に関する総合的な研究機能を核とする人材養成、情報発信機能等を担う学術

研究拠点としての文化財総合機構構想の実現に向けて、関係機関に働きかける。

【主な事業】（財団主催の事業を含む）

- * 奈良市文化芸術振興計画の策定
- * オペラ、クラシックコンサート、ポップコンサート、伝統芸能などの公演
- * 美術展覧会、列品解説講座、市民向け各種講座
- * ならチェンバー演奏会
- * 市展「なら」
- * 奈良市文化祭
- * わらべうた教室
- * わらべうた採譜事業
- * 文化講演会
- * 文化施設案内、利用予約システム導入
- * 平城遷都 1300 年記念事業

【用語解説】

アウトリーチ

劇場や美術館等の芸術文化発信基地から外に飛び出し、社会と広く接点を持ち、芸術文化を広める活動。

メセナ活動

〔アウグストゥス治下の古代ローマの政治家で文芸を庇護したマエケナス（Maecenas）の名にちなむ〕企業が文化・芸術活動に対し後援・資金支援を行うこと。

第10節 生涯学習の振興

[基本方針]

少子・高齢化、高度情報化、グローバル化の進展などによって、余暇時間の増大やライフスタイルが変化するとともに、個性や多様な価値観が重視されるようになり、一人ひとりの自己実現への欲求が高まってきている。

そのため、あらゆる世代の人々が心身ともに健康で、生涯を通じて学ぶことのできる仕組みづくりが求められている。また、本市固有の歴史文化を認識し、誇りに思い、育みながら、次世代に向けた新たな文化を創造することが求められている。

そこで、すべての市民が生き生きとした生活を送るために、生涯を通じてだれもが学び、参加できるよう、それぞれのニーズに合った学習、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の充実をめざしていかなければならない。

そこで、生涯学習センターを核とした公民館を中心とする社会教育施設並びに図書館の整備、充実を促進するとともに、学習者の視点に立って、いつでも、どこでも、だれでも学習できる環境の醸成と条件整備を促進し、家庭、学校、社会のすべての教育の場が有効に機能する生涯学習社会の実現をめざす。

[現況と課題]

(社会教育施設整備)

1. 本市では、1970年（昭和45年）に策定した「公民館網整備計画」に基づいて、積極的に公民館の建設を推進し、1中学校区1館の公民館網整備計画が達成された。

さらに、情報化、国際化等多様化する社会や市民のニーズに的確に応えるため、公民館運営についても体制の整備を図ってきた。

また、西部会館市民ホールと北部会館市民文化ホールは、各種グループやサークルなど市民の自主的で創造的な文化活動の拠点、学習成果発表の機会を提供する場として、また、生涯学習における文化振興の拠点として多くの市民に利用されている。

図書館は中央図書館と西部図書館の2

館体制で対応してきたが、2004年（平成16年）9月に北部図書館を開館し、3館の体制でネットワークの構築を図り、市民の多様化するニーズに対応するため、他の図書館との連携を取り、その運営、サービスの充実を図っている。

開設年度の古い公民館や図書館等、一部施設の老朽化に伴う整備など、時代の変化に対応した施設整備の推進を図る必要がある。

また、本市は、県庁所在地であり、高等教育機関及び民間施設を含め多くの文教施設が集中しているが、市民ニーズの多様化、高度化する学習ニーズに的確に対応し、生涯学習の拠点とするためには、このような先進施設との情報交換や連携が必要である。

（生涯学習センター・公民館等における学習活動の促進）

2. 変化の著しい現代社会において、健康で有意義な人生を送ろうとする市民の願いとともに、ますます高まる学習意欲や学習需要に応えるには、生涯学習の振興が不可欠である。

また、これから加速する少子・高齢化にともなう生涯学習機能の充実要望や、社会が急激に変化を遂げ、成熟化が進む中で、社会人が生涯にわたって希望するリカレント教育への要望はますます増大してくるものと推測される。

生涯学習センターや公民館では、利用者や地域の現状や要望を適切に分析、把握しその特性や地域性を活かした時代の要請にあったグローバルな内容の学習講座や、高等教育機関との連携によって行う高度で専門的な学習講座の企画、提供を行うなど生涯学習プログラムの充実を図り、あらゆる学習活動の発展に努める必要がある。

（生涯学習センター・公民館等における人材情報の構築）

3. 生涯学習センター・公民館等の運営や生涯学習プログラムを充実していくうえで講師や指導者の充実は必要不可欠なものである。

従来の講師・指導者登録に、地域で埋もれた専門知識をお持ちの有能な人材や協力者等の掘り起こしを行い、新たな人材ネットワークを構築することにより、生涯学習センター・公民館及び周辺地域の活性化を図る必要がある。

（生涯学習センター・公民館等における学習情報・人材情報等の提供と学習相談）

4. 学習意欲を実際の学習活動に結び付

けていくためには、幅広い情報の提供と的確な学習相談が不可欠である。

生涯学習プログラムや講師、指導者等の人材ネットワーク情報の充実を図り、学習者の多様なニーズに対応した内容にしていく必要がある。さらに、生涯学習情報を有効に活用した相談体制の整備も必要である。

また、社会人のリカレント教育に対応するため、大学等の高等教育機関と連携を図り、それらの情報を総合的に提供していかなければならない。

一層進展する高度情報化社会に対応し、市民サービスの向上を図るため、施設の利用状況、生涯学習情報や各種の相談業務についてインターネットを活用したホームページ等による情報提供システムの構築、整備の必要がある。

（図書館の整備と充実）

5. 図書館は子どもから高齢者までの幅広い市民の学習活動等を適切に支援するため、地域の情報センターとしての役割を担っている。

また近年、情報メディアの急速な発達、普及や生活習慣の変化等により、子どもの「読書離れ」が顕著となっており、その対策が急がれているところである。

多様化する市民の読書ニーズに応えるため、資料及び情報の収集に当たっては、市民の多様化、高度化する要求に配慮する必要がある。

2002年（平成14年）10月に国立国会図書館関西館が、また、2005年（平成17年）11月には奈良県立図書情報館が開館し、様々な調査研究ニーズに対応したレファレンスサービスが展開されるなか、市民の読書ニーズに応える資料や日常的な生活実用書、児童図書サービスの向上、充実が必要となっている。

また、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を行う必要がある。

【主要な計画】

1. 施設整備

地区公民館については、既存施設の有効活用を図るため、大規模改修を実施するとともに、公民館分館については、今後コミュニティ施設等の整備状況を考慮し、施設の適正配置と整備に努める。また、集会所建設についても助成を図る。

2. 生涯学習センター・公民館の学習活動の促進と活性化

市民がいつでも、気軽に利用できる地域における生涯学習の場として、実生活に役立つ教育、文化、学術に関して各種の事業を行い、市民が心身ともに健康かつ豊かな生活を送ることができる機会を提供する。

3. 生涯学習センター・公民館における学習情報の提供と学習相談の充実

学校教育や社会教育、図書館、その他の行政機関との連携を密にし、市民の多種多様なニーズに対応できるような生涯学習に関する情報の収集や調査、研究を行い、豊かな情報の提供、その普及、啓発、また学習相談の充実に努める。

4. 図書館機能の充実

市民の情報センターの一つとして、多様な知的要求や、調査、研究、自主的学習に対応するため、書籍をはじめとする文字情報、映像情報等を収集、管理し、広範な知識や情報の提供に努める。

また、子どもの読書活動の推進を図るため、児童図書サービスの充実をはじめ、

おはなし会の開催、保護者を対象とした読み聞かせの本の選び方、与え方の指導、年齢に応じた図書の推薦等の諸事業を行う。

【主な事業】

- * 公民館整備・拡充
- * 生涯学習関係講座の開催
- * 自主的学習活動の支援
- * 生涯学習情報提供の充実
- * 図書館の充実
- * 児童図書サービスの充実
- * おはなし会の実施

【用語解説】

リカレント教育

学校教育終了後、職業生活に入っても必要に応じて、教育を受け直すことができる環境を、教育政策の上で保証しようとするもの

リファレンスサービス

利用者のさまざまな相談に応じ、利用の手助けを行うこと

第11節 学校教育の充実

[基本方針]

21世紀の奈良のまちづくりには、教育が大きな役割を果たす。国際文化観光都市、世界遺産のあるまちのなかで、子どもたち一人ひとりの個性と創造力を大きく伸ばし、人間尊重と社会連帯の精神をもととして、たくましく生きる力を育成する「教育のまちづくり」をめざし、家庭、地域との連携を深めながら、教育内容の改善、工夫に努める。

そのため、人としての基盤を形成する幼児教育、豊かな体験を積み上げ自立を図る義務教育、そして自立確保を果たす高等学校教育において教育環境の整備を進め、より充実した学校教育に取り組む。

また、2004年（平成16年）6月に締結した「奈良市と市内4大学との連携協力に関する協定」をはじめ、教育の充実をめざし、大学等との連携に努め、今後も広げていく。

[現況と課題]

(教育内容)

1. 学習指導要領では、これからの教育の在り方として、豊かな人間性、自ら学び自ら考える力など「生きる力」を育成することをめざしている。そのために、地域に開かれた特色ある学校・園で、幼児・児童、生徒が「生きる力」を育成できるよう指導内容の充実を図る必要がある。

教育課程の具体化にあたっては、国際化、情報化の進展が著しい社会において、文化や伝統を基盤としつつ、国際化の架け橋となる教育を推進する。特に、世界遺産を有する本市としての歴史的、文化的、自然的条件を活かし、まち全体を学習環境（シティキャンパス）とする実地体験の活用を図り、また多様な資料の活用を図るなど全教科の主体的学習活動を促すなどにより、地域についての親しみや誇りをもつことができるように努める必要がある。

この教育課程の実現には、全教員の資

質向上に期待するところが大きく、教員の自主的な研究活動をいっそう支援するとともに、中核市として、各種研修の精選と充実が必要である。そのため、教職員研修及び学校支援、教育相談、教育研究等の充実を図る教育センターの設置を進める。

また、教育改革については「奈良市教育改革3つのアクション（提言）」をふまえ、教育改革推進モデル校を指定し、研究を重ね、教育改革推進フォーラムなどで発表を行ってきた。

今後は、各学校・園がその成果に学びつつ、主体的かつ特色ある教育活動を充実することにより家庭や地域から信頼される学校・園づくりを行うなど本市独自の教育改革を一層推進する必要がある。

さらに、男女共同参画社会を推し進める教育、高齢社会を中心とする福祉の計画にそった教育、また、国際化に伴う異文化理解の教育についても、一層充実する必要がある。

2. 「奈良市同和教育推進についての指針」をふまえ、人権・同和教育の深化、拡充を図ってきた。また、1998年（平成10年）1月に作成した『『在日外国人幼児児童生徒に関する指導指針』解説・指導資料』に基づき指導方法の改善を図ってきた。

今後は『『人権教育のための国連10年』奈良市行動計画』次期計画を基に、これまでの同和教育の成果を生かしながら、人権・同和教育を進めなければならない。

（幼児教育）

3. 幼児教育については、必要性の認識が高まり、幼稚園あるいは保育所への入園率、入所率が年々向上し、4歳児及び5歳児ではそのほとんどが就園する状態となっている。本市では幼稚園の整備を積極的に進めており、2005年（平成17年）には、市立幼稚園40園で2,801人の幼児が教育を受けている。このほか、市内には国立幼稚園2園、私立幼稚園13園があるが、これらを含めた総園児数5,199人に対する市立幼稚園入園児数の割合は約54%を占め、幼児教育における市の役割はかなり大きい。また、安心して子育てが行えるよう預り保育や園庭開放、未就園児を対象として、親子登園を実施している。今後は、地域の実情や保護者のニーズに応じた教育の提供に努めるとともに、少子化による幼児数の減少にともなう幼稚園配置の適正化を図り幼児期を豊かな環境の中で過ごせるよう施設整備に努める必要がある。

4. 障がい児教育については、それぞれの障がいの状態に応じて推進しているが、今後特別支援教育の理念をふまえ適切な保育体制をとることができるよう関係機関に働きかけるとともに、本市としても

独自の対応を進める必要がある。

5. 私立幼稚園の健全な経営と発展の為、その振興に努める必要がある。

（義務教育）

6. 市民の教育相談に応じるため教育相談室を設置し、電話による教育相談にも対応している。今後も、市民が気軽に教育相談できる専門のカウンセラーや地域の人材を活用した相談スタッフの充実、また、プライバシーに十分配慮した相談室の確保など相談体制の充実とあわせて、市民に対する積極的なPR活動が必要である。

7. すべての子どもの学習権を保障し、幸せに生きる力を身につけることができるように、障がい児学級は2005年度（平成17年度）、小学校で120学級、中学校で44学級が設置され、それぞれの子どもに応じた個別の教育課程にしたがって指導が行われている。また、専門機関と連携して教育相談等を行っている。

今後は、これまでの障がい児教育の成果を活かし、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要な支援を行う特別支援教育への転換を図る。

8. 学校給食及び学校保健は、子どもたちの健康、体力づくりに大きな役割を果たしており、今後もよりいっそう内容の充実が求められる。

9. 本市の児童・生徒数は、小学校は1983年度（昭和58年度）、中学校は1988年度（昭和63年度）から減少傾向に転じている。全国的に少子化が進むなか、本市全体としては、この傾向は続くものと予想

されるが、大規模集合住宅等の開発が進む地域の校区では、児童・生徒数の増加がみられる。

今後は、予想される開発の状況を的確に把握するとともに、少子化の進展や都心部の空洞化等の影響を地区ごとにみきわめながら、市立小・中学校の規模及び配置の適正化を図る必要がある。

10. 学校施設については、児童、生徒の急増期に合わせて多くの施設を建設してきた。現在においては、その老朽化が進んでいる。

また、学校施設は児童、生徒の生活の場であると同時に、避難所としての役割を果たしているものの耐震性を有する施設が少ない。このことから、今後は施設の再生を図るとともに耐震化を進めていくことが必要である。

（高等学校教育）

11. 市立一条高等学校については、施設の整備、設備や機器の充実を図る必要がある。

また、生徒の個性を尊重し、多様な履修方法が選択できるように対応するため、検討を進めることが必要である。

（高等教育）

12. 本市には、国立大学法人2校、県立1校、私立3校の計6校の大学と、私立1校の短期大学が立地している。

これからの地域社会と大学等の高等教育機関との関わりにおいては、その立地による本市の活性化に加えて、そこに集積している知識や技術を市民がいかに関活用していけるかが重要となる。したがって、総合的な公開講座の充実を図るなど、多様な学習機会を創出していく必要がある。

（教職員の研修）

13. 子どもたちに充実した教育を提供していくためには、教職員が自己研鑽や研修を通し資質向上を図ることが重要である。

本市においては、2002年（平成14年）4月の中核市移行に伴い、県費負担教職員の研修権限が移譲され、市独自で教職員の研修体制を構築し実施してきた。しかし、初任者研修をはじめ法定研修等の一部の教職員研修は、県と協定を締結し、共催で実施していかざるを得ない現状である。

（なら教育の日）

14. 地域の教育力の向上と本市の将来を担う子どもたちの健全育成をめざして、2002年（平成14年）12月2日に、「奈良市教育憲章」を制定するとともに、12月2日を「なら教育の日」、それに続く7日間を「なら教育週間」と定めた。

「なら教育の日」においては、毎年、学校・園における具体的な取組の報告や講演会等を行い、市民一人ひとりが21世紀の本市の教育を考える集会を実施している。

今後は、学校、家庭、地域が連携し、「なら教育の日」「なら教育週間」の定着と充実を図る必要がある。

（小中一貫教育特区）

15. 2004年（平成16年）3月に『世界遺産に学び、ともに歩むまち—なら』小中一貫教育特区」の認定を受け、2005年（平成17年）4月より市立田原小・中学校において小中一貫教育を始めた。

現在、小学校教育のよさと中学校教育のよさを活かし、子どもの発達や成長に応じた指導のあり方について研究を進める。

ている。

今後、小中一貫教育のカリキュラムの評価と改善を行うとともに、小中一貫教育を推進できるような環境の一層の整備が必要である。

（大学との連携）

16. 2004年（平成16年）6月に市内4大学と「連携協力に関する協定」を締結したこと続き、2005年（平成17年）9月に県内2大学とも同様の協定を締結した。

今後も、連携先の拡大を図るなど大学等との連携に努め、教育の充実をめざしていく。

〔主要な計画〕

（教育内容）

1. 教育内容の充実

きめ細かな学習、生徒指導を展開するとともに、教職員の資質と指導力の向上を図る。

また、国際的な視野をもつ生徒の育成と実践的な語学力の習得、そして、今日的な教育課題への取り組みと夜間学級の充実を図る。

学習指導要領の具現化に向けて、各学校が効果的な教育課程を編成するとともに、学校評価を実施し、工夫、改善を図り特色ある学校教育の充実に努める。幼、小、中、高の連携や生涯学習の基礎づくりをめざすとともに、学校評議員制の活用など、より地域に開かれた学校・園づくりの推進に努める。

また、学校、家庭、地域の連携をより一層強化し、子どもたちが将来に夢を持てる教育環境づくりに努める。

2. 人権・同和教育の推進

人権・同和教育の推進に向け、これま

での同和教育の成果をふまえ「奈良市同和教育推進についての指針」に示されている理念や「『人権教育のための国連10年』奈良市行動計画」次期計画を基にして指導者の資質の向上を図るとともに、児童、生徒が自他の人権について理解を深め、それを具体的な行動へつなぐことができる力を育てる。

（幼児教育）

3. 幼稚園の充実と整備

幼稚園の教育的効果を高めるため、1学級の幼児数の改善に努める。

また、幼児数の増減等の状況を見極めつつ、園の適正配置を促進し、既設園舎の整備、余裕教室の有効活用を進める。

4. 障がい児教育の推進

障がい児教育を進めるにあたり、幼児一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要な支援を行う保育を実施するための講師の確保など必要な対策を講じる。

5. 私立幼稚園への助成

私立幼稚園の健全な経営と発展等に資するため、今後も継続して助成し、保護者の負担軽減及び私学の振興に努める。

（義務教育）

6. 教育相談の充実と整備

いじめ、不登校、学級崩壊、非行等といった問題に対処するため、学校、家庭、地域、関係機関等の連携協力のもと、児童、生徒、保護者、教員等に対する相談体制の充実強化を図り、これら問題行動の適切かつ迅速な解決を図る。

7. 障がい児教育の充実

教育相談、学校訪問を行い適切な就学指導を実施する。また、教育、福祉、医療が連携し、LD（学習障害）、ADHD（注意

欠陥・多動性障害)、高機能自閉症など軽度発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進を図る。また、指導のあり方、交流教育の進め方等を訪問指導する。

8. 健康・体力づくりの推進

学校給食・定期健康診断の充実を図り、学校保健の体制強化を進め、子どもたちの健康の維持と体力づくりを推進する。

なお、中学校給食未実施校については、今後実施に向けての検討を行う。

9. 施設配置の適正化

学校施設の配置については、地区ごとの児童・生徒数の増減状況を見極めつつ、通学区域の再編成及び新設・移転を含め、適正配置を図る。

10. 施設・設備整備の促進

既存施設の改造や有効利用を含めた施設整備を実施し、うるおいのある豊かな教育環境づくりに努める。

安全・安心な学校施設とするため、耐震化、安全対策を進めるとともに、情報教育設備等の整備拡充に努め教育の向上を図る。

(高等学校教育)

11. 市立一条高等学校の充実

市立高等学校としてふさわしい特色のある教育の創造を図るとともに、施設の整備と設備や機器の充実に努める。

(高等教育)

12. 大学等の奈良分室等の設置促進

歴史的、文化的資源に恵まれた本市の特性を活かして、市外の大学の分室やセミナーハウスなどの誘致を検討する。その際には、「ならまち」の空き家の活用や

市民との交流事業の推進などを考慮していく。

13. 公開講座の充実

大学、研究機関等に集積された知識や文化が、本市における生涯学習の推進や産業、文化、芸術等の振興にも広く活用されるよう、総合的な公開講座の充実を図り、研究成果の公開等について積極的に働きかける。

(教職員の研修)

14. 教職員の研修の充実

本市の教育の一層の充実と振興を図るため、教職員の研修、教育課程や情報教育の研究をはじめ、市民からの教育相談も行う機能を有する施設として教育センターの設置に努める。また、教職員研修については、法定研修を含むすべての研修を本市で行うことをめざす。

(なら教育の日)

15. なら教育の日の充実

「なら教育の日」において、今後も多くの市民の参加を得て、本市の特色ある教育活動等を共有化し、地域の教育力の向上と子どもたちの健全育成を図り、「教育のまち一奈良」をめざす。

(小中一貫教育特区)

16. 小中一貫教育特区の推進

市立田原小・中学校における研究成果を市内全ての学校が共有化する。また、2008年度(平成20年度)をめどに義務教育9年間の発達段階をふまえた一貫性についての評価を行い、次の小中一貫教育校の設置を検討する。

(大学との連携)

17. 大学との連携の推進

大学と教育委員会との連携については、協定に基づき、奈良市学校教育活動支援事業をはじめ、現代的な教育課題に対する研究や教員研修の充実を図るために組織的・継続的・相互的交流を含めて体制づくりを一層推進する。

[主な事業]

- *学級定員の改善
- *教員の資質向上
- *中核市としての教職員研修の充実
- *情報教育の推進及び学校の情報化
- *帰国子女・在日外国人子女の受け入れ体制の整備・充実
- *カウンセラー事業
- *学校給食用食器の改善
- *中学校給食の推進
- *学校規模の適正化
- *学校・園施設改修、大規模改造、耐震化
- *学校教育活動支援事業（スクールサポート）
- *教育センターの建設事業
- *幼稚園の新設（都祁地区）

第12節 青少年の健全育成

〔基本方針〕

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかにたくましく成長するためには、家庭、学校、地域が一体となり、それぞれの役割を分担しながら、連携協力して、青少年の健全育成をめざさなければならない。そのためには、家庭の教育力を向上し、地域と一体となって子どもたちを育てる必要がある。また、地域の教育力を結集して、多様な学習、体験活動等を通じて青少年の社会参加を促進し、人や文化、自然と接する体験を豊富に得られるようにすることは重要である。21世紀を担う青少年が個人として尊重され、将来に向かって希望と目標をもち、自主性と創造性に満ちた社会人として自立していくことをめざし、心身ともに健康で心豊かな青少年が育つような施策を展開する。

一方、近年の青少年非行の増加傾向に的確に対処するため、より効果的な啓発活動の実施と少年指導体制の整備が必要である。また、少年非行の広域化、低年齢化、行為内容の多様化など、社会情勢の変化に応じた柔軟な既存事業の見直しと拡充を行い、家庭、学校、行政等関係機関との非行防止への一体的な取り組みと緊密な協力関係を堅持する。

〔現況と課題〕

1. 青少年をめぐる問題は社会の風潮や社会状況、家庭、学校、地域社会等広範な領域にわたる様々な要因が相互に絡み合った問題である。

社会全体が物質的な豊かさを求めるあまり、子どもたちが過剰な競争のなかにおかれ、多様な人間関係を通じて自尊の感情や社会性、人との付き合い方を習得する機会が減少している。また、子どもに対する基本的なしつけがおろそかになっているとともに、少子化や近年の都市化、核家族化などにより地域社会の一員としての住民の意識や連帯感が希薄化することにより、異なる年齢集団のなかで学ぶという機会が少なくなっている。

このようなことから、子どもたちが多様な考え方を受け入れることが困難になり、基本的なルールを守る認識が希薄に

なって、特定の価値を自分の都合のよいように解釈して、公共的な利益や他人の自由をないがしろにするというような傾向がみられる。

したがって青少年の健全育成を図るうえでの課題として、地域における教育力を回復し、地域ぐるみで青少年を育成するために自然体験や生活体験などの様々な活動を促進するとともに、異なる世代の人々の触れ合いを通して、多様な人間関係を基にした人間性や社会性を充実させ、自律的な精神を身につけることが重要である。そのためには、ボランティア団体、青少年団体の育成や活動の推進を図り、学校、生涯学習センター、公民館や図書館等の社会教育施設等を活用し、安全で安心して活動できる青少年健全育成の拠点充実が必要である。

2. 近年、青少年による凶悪事件の多発や薬物の乱用、学校における学級崩壊、いじめ、不登校などが深刻な社会問題となり、その対応が大きな課題となっている。

こうした諸問題に対する対応策として、街頭指導等少年指導活動の強化、関係機関相互の緊密な情報交換、青少年の非行防止や健全育成に関する積極的な啓発の推進が必要である。さらに、これら問題行動の原因として指摘されている、幼児期における基本的なしつけ不足による生活習慣の欠如及び社会規範意識の未確立などに対して、家庭教育相談や保護者に対する子育て支援の実施等、関係機関の活動も含めた多様な施策の推進及び充実を図っていく必要がある。

[主要な計画]

1. 家庭の教育力の充実

次代を担う子どもたちが生きていくための基本的な生活習慣や能力、豊かな情操、基本的倫理観、自立心や自制心、マナーなどを身につけるためには、保護者が自らの役割や責任を自覚し、主体的にかかわる必要がある。家庭の教育力を向上させるため、家庭、学校、それぞれの地域の特性をふまえながら、学習機会や学習情報を提供するなど、家庭教育の充実を図る。

2. 子どもたちの地域活動の促進

子どもたちが異年齢集団のなかで様々な生活体験や自然体験をするためには、地域のおとなや子ども会等の地域活動が果たす役割は大きい。地域の教育力の向上と、子どもたちの地域活動の活性化を図り、社会全体で子どもたちの健全育成に取り組む体制を確立する。

また、子ども会活動や子どもたちの地域活動を促進するための指導、助言や各種の情報等を提供するとともに、生涯学習センターや公民館、図書館等の社会教育施設等との連携を図り、子ども会の育成指導者を養成するための研修会や、自然体験活動を手助けする青少年ボランティアリーダー養成講習会等を実施する。

3. 安全に活動できる地域の拠点づくり

子どもは、地域の大人たちの教育力を結集し、家庭、学校、地域社会と連携しながら育てていく必要がある。

学校や生涯学習センター、公民館、図書館、その他社会教育施設等を活用して、小学校区毎に子どもたちが安全に活動できる居場所作りを行い、地域で子どもたちを育てる環境を整備する。

4. 青少年健全育成活動の推進と支援

青少年の健全育成のためには、青少年が各種青少年団体（ボランティア団体）活動に参加し、様々な体験活動を通じて豊かな人間性や社会性を身につける必要がある。

そのために青少年が直接参加できる青少年団体や、青少年活動を支援する団体に対して、団体の自主性を尊重しつつ、自主的活動の円滑化を図るための指導、助言を行う。

また、青少年団体の紹介や青少年の体験活動に関する情報を提供するなど、健全育成に関する事業を充実する。さらにこれらを総合してアピールできるイベントを開催し、青少年の社会参加や体験活動を促進する。

5. 少年指導活動の強化充実

少年指導センター及び市内各中学校区少年指導協議会を中心に、地域、学校、関係機関が互いに連携協力し、街頭指導

の強化、情報交換を図りながら青少年の健全育成と非行の未然防止に努める。

さらに、教育相談活動における助言、指導を通して非行等の問題行動の早期発見、早期解決を図る。

6. 青少年健全育成の拠点整備

青少年児童会館では、明るく元気な青少年を育てるため、様々な事業を展開していく。

また、事業を通じ青少年がもっている自由で自主的、自発的な潜在能力の開発をめざす。

また自然環境のなかで、親子、グループでの野外活動、レクリエーション等を通じ、自然や人とのふれあいを深める黒髪山キャンプフィールドの管理運営とともに施設の充実を図る。

[主な事業]

- *家庭教育講演会
- *親子ふれあい広場
- *青少年ボランティアリーダー養成講習会
- *子どもの居場所づくり推進事業
- *青少年フェスティバル
- *児童生徒健全育成野外活動
- *青少年を非行から守る市民の集い
- *青少年児童会館の充実
- *黒髪山キャンプフィールドの充実

第13節 スポーツ・レクリエーションの振興

〔基本方針〕

生活水準の向上、余暇時間の増加とともに、少子・高齢化の進展といったように、近年急速に社会環境が変化している。

こうした現状から市民のスポーツに対するニーズも変化し、健康でゆとりある心豊かな生活を送り、だれもが生涯にわたりスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの育成をはじめ体育、スポーツの拠点づくり、環境づくりを進める。

〔現況と課題〕

1. 余暇時間の増加や生活水準の向上などにともない、市民の間にスポーツ・レクリエーションや健康に対する関心が高まっている。

市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会をつくることが重要である。

本市としては、市民の体育、スポーツの拠点づくりとして、都市公園の整備とあわせ、体育施設の整備を行ってきた。

また、市民が身近で気軽に利用できる地域の体育施設として、コミュニティスポーツ施設や、市内4ブロックにおいて総合スポーツセンターなどの整備、及び市立小・中学校体育施設のスポーツ開放を促進してきた。

その結果、毎年恒例となっている市民体育大会、市民スポーツのつどいをはじめ各種のスポーツ大会の規模も拡大し、多数の参加選手を得て盛大に行われている。

一方、各施設において、市民がスポーツ活動に親しみ、健康、体力づくりや仲間づくりに励んでいるが、拠点施設が地域のニーズを充足していないのが現状である。

2. 今後は、地域住民のスポーツに対するニーズや将来の動向を的確に把握し、市民が自ら主体的にスポーツ活動に親しめるよう、ブロック別総合スポーツセンターの整備促進を図る必要がある。

3. 奈良市体育協会など体育、スポーツ団体と連携し、競技スポーツの向上を図る必要がある。また、スポーツ人口を拡大するため、成人の二人に一人が週1回以上のスポーツを実施するようスポーツ活動を推進する必要がある。

[主要な計画]

1. スポーツ施設の整備

市民のスポーツ活動に対するニーズに応えるため、体育、スポーツの拠点づくりとして、地域の特色を活かしたブロック別総合スポーツセンターの建設を促進する。特に、東部生涯スポーツセンターの整備を検討する。

また、市民が身近で気軽に利用できるコミュニティスポーツ施設の整備を促進する。さらに利用者の利便を図るため、市内すべての体育施設の予約システム導入に努める。

2. 青少年野外活動センターの施設の整備・拡充

青少年野外活動センターについては、自然を保護し、自然との調和を図りながら、多彩な自然環境を最大限に活用することを基本に、テントサイト、多目的広場等の整備を行うなど特色ある野外活動施設としての充実を図る。

3. 生涯スポーツの推進

幼児から高齢者までの市民が、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめるよう、スポーツ教室の開設や市民スポーツのつどいの開催をはじめ、各種スポーツ行事を実施する。

4. 競技スポーツの向上

競技スポーツの向上を図るため、体育、スポーツ団体と連携して、青少年のスポーツ活動の推進、スポーツ選手と指導者に対する顕彰や市民体育大会をはじめ各種競技大会の実施と選手の派遣に努める。

5. スポーツ指導者の養成と確保

市民の多くがスポーツに親しみ、その活動内容も多様化し、指導者に求められ

る資質も高度なものとなっている。そのため、指導者の資質向上をめざし、各種の研修会や講習会を開催するとともに、その内容の充実を図る。

6. 体育・スポーツ活動の振興

市民の自主的な体育、スポーツ活動の活発化のため、奈良市体育協会と連携し、体育、スポーツ団体が行う各種スポーツ行事の実施を奨励するとともに、スポーツを通じた国際交流により友好を深めていく。

また、多様なスポーツ種目の普及に応じ各種スポーツ団体の育成、指導を図り、運営、事業の充実、団体間の相互の協力を促進する。

7. 総合型地域スポーツクラブの結成と育成

幼児から高齢者までの地域住民が日常生活のなかで生涯にわたりスポーツに親しみ、連帯感を深め健康で明るい地域社会の形成に寄与するため、市立小学校区など小単位における地域スポーツクラブや中学校区単位の規模で住民が参加できる総合型地域スポーツクラブの結成促進や育成を行う。

[主な事業]

- *ブロック別総合スポーツセンター整備
- *青少年野外活動センター整備
- *生涯スポーツの推進
- *総合スポーツ大会及び各種競技大会
- *体育指導委員の資質の向上
- *団体の指導・育成
- *総合型地域スポーツクラブの結成促進と育成